

鶴見区区政推進基金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴見区において、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を財源として実施する事業（以下「基金充当事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(基金充当事業)

第2条 鶴見区において、基金充当事業は、大阪市区政推進基金条例（平成25年大阪市条例第69号）第1条に基づき、鶴見区のめざす将来像の実現に向けた施策の推進その他区のまちづくりに係る次の各号に掲げる事業のうち、鶴見区長（以下、「区長」という。）が、本市の他の施策との整合性に配慮したうえで、区の特性に適合し、かつ、区域の活性化及び特色ある区域づくりに資すると認める事業とする。

- (1) 区内の緑化推進に関する事業
- (2) 鶴見緑地の活性化・その他区の魅力創造に関する事業
- (3) 区内の地域コミュニティの活性化や環境推進に関する事業
- (4) 区民が安心して子どもを生み育てられる次世代育成支援に関する事業
- (5) 区民が安心して暮らせる安全安心に関する事業、地域福祉に関する事業、健康づくりに関する事業
- (6) 窓口サービスや広聴広報機能の向上など区役所力の強化に関する事業
- (7) 区役所が市民と協働して実施する事業費に充てる区役所市民協働型事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに係る施策の推進に関する事業

(寄附金の申込み)

第3条 第2条に定める事業に寄附をしようとする者は、様式第1号により、寄附金を申込むものとする。

(市民局長との協議)

第4条 区長は、基金を事業の財源に充当しようとするときは、市民局長と事前に協議するものとする。

(基金充当事業の広報)

第5条 区長は、基金充当事業の概要を区民等に広く広報し、寄付金を募集するとともに、事業の実施後には、検証の結果を広報し、区民の意見の聴取に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年10月2日から施行する。

基金に関するお問い合わせ・お申し込み先

大阪市鶴見区役所総務課

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

電話番号 06-6915-9625 ファックス 06-6913-6235 電子メール tr0001@city.osaka.lg.jp

大阪市長 あて

(様式第1号)

大阪市 ふるさと寄附金(区政の推進)申込書【鶴見区】

私は、「大阪市区政推進基金」の目的に賛同し、大阪市に対して次のとおり寄附します。

次の①から⑥を全て記入してください。

※返礼品を希望しない場合は④、希望する場合は⑤の記載は不要です。

申込日: 年 月 日

① 寄附者情報(※寄附金受領証明書・返礼品発送先)

ふりがな			電話番号	携帯
氏名 (法人名・代表者名)			電話番号	その他
				E-mail
住所 (法人の所在地)	〒	-	都道府県	区市郡

② 寄附情報の公表について

(※寄附者の住所・電話番号・E-mailは公表しません。寄附金額は公表させていただきます。)

☐	1: 名前・寄附金額を公表してもよい	☐	3: 名前は公表してほしくない
☐	2: 名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない		

③ 寄附金の活用先の希望について

寄附金額		円	
支払方法	上記住所に専用の納付書をお送りします。到着まで1～3週間程度かかります。専用の納付書により、本市指定の金融機関等で寄附金をお支払いください。(手数料不要)		
寄附金の活用先	★寄附の活用先に希望がある場合は、次の活用先の中から選びいただき、寄附金額をご記入ください。(複数選択可)		
	0	特に指定しない	円
	1	区内の緑化推進に関する事業	円
	2	鶴見緑地の活性化・その他区の魅力創造に関する事業	円
	3	区内の地域コミュニティの活性化や環境推進に関する事業	円
	4	区民が安心して子どもを生み育てられる次世代育成支援に関する事業	円
	5	区民が安心して暮らせる安全安心に関する事業、地域福祉に関する事業、健康づくりに関する事業	円
	6	窓口サービスや広聴広報機能の向上など区役所力の強化に関する事業	円
	7	区役所が市民と協働して実施する事業費に充てる区役所市民協働型事業	円
	8		円
	9		円
	10		円
	11		円
12		円	
(注意) 右欄記載の寄附金額合計が、上記に記載の寄附金額と一致していることを確認してください。 合計		円	

④ 返礼品の希望(大阪市内在住の方には返礼品をお送りできません)

☐ 返礼品を希望する
(公開中の返礼品より選択して下記に記載してください。)

☐ 返礼品を希望しない
(⑤「市長感謝状について」に進んでください。)

管理番号	ご希望の返礼品名	数量	数量1あたりの寄附金額	寄附金額小計
OS				円
OS				円
OS				円
OS				円
(注意)右欄記載の寄附金額合計が、③に記載の寄附金額と一致していることを確認してください。			寄附金額合計	円

返礼品のお届け先 ※①寄附者情報と異なる場合のみご記入ください

ふりがな			電話番号	携帯
氏名				自宅
住所	〒	-	都道府県	区市郡

※返礼品を希望された方は、⑤の市長感謝状は贈呈しませんので、⑥「寄附金税額控除に係る申告書(ワンストップ)」について」に進んでください。

⑤ 市長感謝状について (10万円以上の寄附をいただいた方のうち、返礼品を受領しない方には、市長感謝状を贈呈します)

☐ 市長感謝状を希望する

☐ 市長感謝状を希望しない

⑥ 寄附金税額控除に係る申告書(ワンストップ)について

(※希望する方は本人確認の為、「生年月日」のご記入をお願いいたします)

☐ ワンストップ特例申請書を希望する

生年月日

年

月

日

☐ ワンストップ特例申請書を希望しない

【注意事項】

- 1 お寄せ頂いた個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、厳正に取扱い、寄附金の受付及び入金に係る確認・連絡、必要書類の送付、返礼品の配送管理、ふるさと納税に係る資料やメール(寄附実績のご報告、寄附を募集する事業のご紹介等)の送付等以外の目的で利用することはありません。
- 2 返礼品を希望される場合、寄附情報管理および返礼品の配送管理等を行うため、「寄附者情報」等を、本市が業務委託を行うシフトプラス株式会社に通知します。(大阪市ふるさと寄附金サポート室【シフトプラス株式会社内】からお問合せをさせていただく場合があります。)
- 3 寄附金受領証明書等は「①寄附者情報」の氏名・住所で発行します。寄附者が、税控除を受ける対象者となります。
- 4 お寄せいただきました寄附金の一部につきましては、ふるさと寄附金に係る必要経費に充てさせていただく場合があります。
- 5 申込日にすでにご希望の返礼品が品切れになっている場合は、その他の返礼品を選んでください。又、入金時点でご希望の返礼品が品切れの場合も、返礼品の変更をお願いさせていただくことがあります。
- 6 大阪市内在住の方には返礼品はお送りすることができません。
- 7 大阪市が電話で振込先を指定して寄附をお願いすることはありません。寄附をかたった詐欺行為には十分注意してください。

大阪市 事務 処理欄	受付年月日	受付所属	担当者	電話番号	発送年月日	備考